



「女性国際戦犯法廷」憲章草案

日韓両案の主な相違点と起訴状作成・検察団結成のための会合(3月3日)での論議のポイント

- 前文 一内容にあまり違いはないが、文章のスタイルが日本案は格調を重んじた宣言文的なものにしているが、韓国案は国連文書のスタイルをとっている。どちらのスタイルにするかは各国が翻訳するときに選択すればよいのではないか。
- 一韓国案は冒頭に「国際実行委員会が……構成される」とあるので、事務的で前文としての風格に欠ける。日本案は国際実行委員会は終わりの方にある。
- 一韓国案は「日本軍性奴隷制」をまず問題にしているが、戦時性暴力の普遍性と「女性国際戦犯法廷」の国際性を考えると、日本案のように20世紀が戦争と暴力に満ちていたという書き出しの方が憲章の前文として適当ではないか。
- 一韓国案は植民地支配を強調しているが、それは妥当である。
- 一韓国案は国際人権文書についての部分が省かれて、女性の人権だけに限っているがそれでよいのか。
- 一韓国案は、権威の基盤として、国際法、人間の良心、人間性、ジェンダー正義をあげているが、日本案は、国際人権として受け入れられている女性の人権、国際法、ジェンダー正義とあげている。人間の良心、人間性をいれた方がよいかどうか。
- 本文 両案は全体として順序が少し違っているだけで、第16条 協力 というのが加えられている以外は内容にあまり大きな相違点はない。そのほかのこまかな相違点とそれに対して日本側法律家などから出た意見は次の通り。
- 一第4条(日本案は第5条)国家責任 日本案の第5条2項日本以外の諸国家の責任が韓国案では省かれている。これをいれることは以前に合意されていたが、韓国側で考えが変わったのかどうか確認の必要あり。
- 一第5条(日本案は第6条)時間的範囲に始まりがなく、現在までとだけになっている。日本案は「1931年から」と「慰安所制度」が始まった年からと書いている。時間的範囲という以上始まりをいれる必要があるのではないか。
- 一第9条(日本案第12条)証拠に関して、日本案は「法廷」は証拠を受理、とあるが、韓国案は「裁判官が証拠と認める」となっている。「法廷」が受理としておいた方が限定的ではなく広いのではないか。
- 一第12条(日本案第11条)に「公正で迅速な」審理となっているが、日本案にはない。被告が不在の法廷なので「公正な」とは必ずしもいえないので、入れ

ない方がよいという理由からだった。検討の余地がある。

- ―第 13 条(日本案同)で、被告またはその代理人に出廷や証言、証拠提出を要請するとなっているが、「法廷」を妨害する意図で弁護士などが代理人と名乗って出廷してきた場合、「法廷」が開けなくなる可能性さえある。その打開策として、「法廷」が要請した被告またはその代理人、という風に限定して、この条文を残してはどうか。
- ―第 14 条(日本案同)に、法廷は起訴状作成や審理段階での被害者、被害者団体の参加を促しているが、これは日本案にはない。これは入れた方がよい。
- ―第 15 条(日本案同)救済処置命令について日本案では「有罪と認めた」個人となっている。どちらがよいのか。
- ―第 16 条(日本案にはない)「法廷」憲章にこれをいれるのが適当かどうか検討する必要がある。日本側では、強いていれなくてもという意見。

今後の対応

最終的に各国の合意を得るために、上海会議の前に各国に日韓両案を送って検討してもらう必要があるのではないか。

(文責 VAWW-NET Japan 松井やより)

日本側の起訴状 (案)

東澤弁護士案を土台に

起訴状作成会議 (2000.3.3) による修正? → 確定ではないが

1. 日本軍による性奴隷被害の歴史と経緯

1) 「慰安婦」制度の歴史的な前提<植民地化段階>

- * 日本国内で公娼制度の成立→台湾・朝鮮の植民地化→公娼制度の植民地への導入。女性への蔑視観の深まり。性意識。
- * 大國意識と天皇崇拜、それと裏表の朝鮮人・中国人等アジア蔑視の深まり。

2) 「慰安婦」制度創設から終結までの歴史の経緯

*

3) 他の戦争犯罪と異なる「慰安婦」犯罪の特質

- * 被害女性の心理
- * 軍隊と政治の相連と相違点
- * 人身売買の性格
- * 未成年女性の連行
- * ステイグマ・被害者・加害者の沈黙 黙
- *

2. 刑事責任を構成する事実

(1) 日本政府・軍隊における指揮命令系統

慰安所の具体例における指揮命令系統→たて軸で「慰安婦」制度の全体像を明らかにする。

1) 「満州事変」(段階)

- * 上海事変・・・慰安所の創設

2) 日中全面戦争段階・・・「慰安婦」制度の本格化と植民地からの朝鮮人・台湾人

- * 女性の連行、中国人女性の「慰安婦」化
- * 南京大虐殺・大決戦とそれを契機にした機

慰安所制度開始における指揮命令系統

- * 中国・・・漢口慰安所・河君子さんなど (別紙) →岡村軍次支那派遣軍總司令官

司令官

武昌の慰安所にいた宋神道ケース?

3) アジア・太平洋戦争段階・陸軍中央による「慰安婦」制度の計画化、植民地からの連行、占領地女性の「慰安婦」化

- * 東南アジア・太平洋のケース①陸軍中央による計画化
- ②現地部隊の暴走

- * 日本国内の慰安所・・・沖縄など 結

(2) 軍・政府(高官) 人地の「慰安婦」制度への責任所在を問う事実

1) 軍・政府高官の責任所在を裏付ける事実

(・侵略戦争を推進した軍の主流 (参謀部、軍令関係))

2) 天皇の責任所在を裏付ける事実

▲戦争責任に与える「侵略戦争を推進した「大元帥」は実証

(山田朗『大元帥 昭和天皇』)

また、「逆すぎた聖断」による被害への責任。

▲「慰安婦」制度への関与は?

(3) 戦後の放置、隠蔽された事実

①真相究明の遅延・分断・・・証拠資料の隠蔽、未公開資料など

②被害者への謝罪・補償・処罰義務の不履行

▲敗戦直後の「慰安婦」の遺棄・放置

▲東京裁判・・・天皇免責、植民地の欠陥、性暴力の不処罰

BC 裁判・・・?

▲昭和天皇の戦争責任否定発言。

▲戦後の被害の継続・・・PTSD、次世代への影響。

▲名乗り出た被害者に対する誹謗など精神的加害の放置

→日本の政治家の歴史認識 (戦争・植民地・「慰安婦」問題)

▲日本政府の「慰安婦」制度への責任認識!

8. 法的評価

←戦時性暴力の刑事追追の先例になるように。

1) 被害事実に対する法的評価

←*日本の軍隊や政府の国際法無視にもふれる

2) 責任の所在に関する法的評価

←*犯罪実行時の国際法を最大限適用する

*女性に対する戦争犯罪についてのジェンダー視点からの国際法の変化をとりいれる

(国際刑事裁判所規程、旧ユーゴ・ルワンダ国際戦犯法廷規程など)

*国家の責任に対する国際的な動き

3) 想定される抗弁や弁解に対する反論

←日本政府の主張への反論 (時効、国家無答責、個人の補償請求権拒否等)

4) 戦後責任に対する法的評価?

←*国家責任の解除

<当日参加者による分組>

1,

2, (1) (2) *林=要請部分を分組。

(3) =荒井、鈴木裕子、

3, =東澤、川口、安倍、今村、鈴木五十三、笹谷、大森、菅沼ほか



Handwritten notes: "all" and "McDonald"

Candidates for judges of Women's International War Crimes Tribunal

Ms Gabrielle Gay McDonald

Handwritten signature: McDonald

Ms Danielle Mitterrand 22 Rue de Milan 75009 Tel 33-1-5825-1056

Ms Graça Machel Chairperson of Mozambique's National Organization for Children

Secretary Ms Sandy Pillay Tel 27-11-728-1000 Fax 27-11-728-1111

Mr Pierre Sanet Amnesty International

Ms Savitri Goonesekere University of Colombo

Tel 94-1-581-835 584-695 Fax 94-1-583-810

Mr Vitit Muntarbhorn Chulalongkorn University

Tel 66-2-216-0001-4 Fax 216-3004

Ms Isabella Allende Vice President of Chile Socialist Party, Writer

Tel 56-2-696-9282 696-9288 (Chile Socialist Party)

VAWW-NET Japan

Handwritten note: "Kurtz, V. & Kurtz, L."

Handwritten signature: Henry Chung